

令和7年度 滋賀県長浜市『地域おこし協力隊』募集要項

「地域エネルギー×地方創生」 —長浜から始まる、新しい挑戦—

- ・長浜市地域おこし協力隊は、ミッションに基づいて、隊員自らの意思で自身の活動計画を設計していただき、様々な活動に取り組んでもらう制度としています。
- ・活動については、市や関係団体と連携しながら進め、その中で助言・指導を行っていますが、具体的に「今日はこの作業を行ってください。」といった指示を行うことはありませんので、自分のペースで活動に取り組めます。
- ・地域おこし協力隊活動の進捗確認として、市の担当者と隊員のミーティングを定期的に行っています。この機会に連絡調整をはじめ、活動報告、様々な相談などを気軽な雰囲気の中で行っています。

「自身で設計する活動計画を自主性をもって進めていく」スタイルに魅力を感じた方に、ご応募いただくことをおススメします。

1 募集人員

・ 1人

2 活動内容（ミッション）

（1）地域エネルギー×地方創生の取組

地域エネルギーコーディネーター事業

○内容

- ・ 長浜市にある多様な資源の経済的利用を目指した地域脱炭素化に取り組んでいただきます。
- ・ 任期終了後には地域のエネルギー会社に就職・連携等により脱炭素化のコーディネーターとして自立を目指していただきます。

○想定事例

- ・ 地域脱炭素に向けたネットワークづくり
- ・ 脱炭素に関するインキュベーション促進に向けたコーディネート
- ・ エネルギーに関する事業開発に向けたコーディネート

○活動地域

- ・ 長浜市内全域



○その他

地域エネルギー会社はもちろん、意欲的な農家さん、地域想いの強い会社の社長さん、他の地域おこし協力隊の方々、また地域エネルギー会社の取組を意欲的に行っている他県のキーマンとも交流します。

※具体的な取り組み事例

- ・ 集落の空き地や農地と共生した太陽光事業の実践
- ・ 太陽光発電＋蓄電池＋地域企業・住民協働による防災力強化
- ・ ごみ発電を活用した電力の地産地消の仕組みづくり
- ・ 工務店や学校が連携した断熱リフォーム事業の拡大
- ・ 木質バイオマス資源を活用した地域エネルギー事業

3 募集要件

以下のすべての要件を満たす方が募集対象となります。

- (1) 住民票がある生活拠点の要件が次のア～ウのいずれかに該当する方。ただし、隊員委嘱前に本市内に居住している方（既に住民票を異動した方等）は除きます。
- ア 現在、3大都市圏内または3大都市圏外の指定都市の条件不利地域（過疎、山村、離島、半島等の地域である市町村）以外の地域に住所を有する方。
※3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県を指します。ただし、一定の人口減少市町村を除く。
- イ 現在、3大都市圏外の都市地域、または3大都市圏外の都市地域以外の地域の内、条件不利地域以外の地域に住所を有する方。
※都市地域とは、条件不利地域を有しない市町村を指します。
- ウ 本市以外の市町村で地域おこし協力隊の隊員であった方（ただし、活動期間が2年以上、解嘱後1年以内）、語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）を終了した方（ただし、活動期間が2年以上、終了後1年以内）または海外に在留し、市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方。
- (2) 隊員委嘱後に本市に住民票を移し、居住することができる方
- (3) 隊員としての活動期間終了後も本市に定住し、起業・就業しようとする意欲を持っている方
- (4) 心身ともに健康な状態で地域活動に意欲を持って積極的かつ誠実に活動できる方
- (5) 普通自動車免許を取得している方（または、活動開始日までに取得が見込める方）
- (6) パソコンの基本的な操作（ワード/エクセル/パワーポイント/メール等）ができる方
- (7) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

4 活動日数

- ・原則として、1月当たり16日、124時間以上とします。
- ・ただし、市が認める場合は、活動日数及び活動時間を調整することができます。

5 委嘱

- ・市長が地域おこし協力隊員として委嘱します。
(市との雇用関係はなく、委嘱による私人への準委任契約となります。)

6 委嘱期間

- (1) 委嘱開始予定日は令和7年10月1日以降として、初年度の委嘱期間は委嘱日から令和8年3月31日までとします。その後は両者協議のうえ、年度ごとに委嘱を行い、3年を限度として委嘱期間の延長が可能です。
- (2) 成果検証のうえ、隊員として次のア～キの事由に該当する場合は、委嘱期間中であってもその職を解くことがあります。
 - ア 隊員から辞任の申出があったとき。
 - イ 本市から転出したとき。
 - エ 心身の故障のため、地域活動の遂行が困難となったとき。
 - ウ 地域活動を著しく怠ったとき。
 - オ 地域活動に対する協調性や適性を著しく欠いたとき。
 - カ 隊員としてふさわしくない非行があったとき。
 - キ 法令、条例及び規則等に違反したとき。
- (3) 産前産後休業及び育児休業による活動中断期間（上限は1年間）が生じた場合は、その期間を限度として市と協議のうえ、委嘱期間の延長が可能です。

7 報償額

- ・月額233,330円

8 活動費

- ・7 報償額とは別に予算の範囲内で支給します。

※活動費として支出できるものは、活動ミッションに必要な経費かつ公費で負担するにふさわしい経費（活動旅費、消耗品費、研修会参加費等）になります。

※住居の家賃（敷金・礼金を除く）は活動費から支出することは可能ですが、生活費に関しては自己負担となりますのでご注意ください。活動とは直接関係のない家電製品や生活用品、光熱水費、通信料、自治会費、引っ越しに関わる費用などは活動費から支出することができません。

8 待遇・福利厚生・住居など

- (1) 国民健康保険、国民年金に自ら加入し、さらには、活動中の傷害保険等も自ら加入してください。市で隊員の保険加入の手続きを行うことはありません。
- (2) 住居はご自身でお選びください。ご希望の場合は空き家バンクを通じてお住まいの候補を紹介いたします。
(賃貸借契約は貸主と借主の個人契約となります。)
- (3) 副業を可能としています。
(自立した移住に向けて、複数の収入源を確保できるように、活動に支障がない範囲で副業いただくことは妨げません。)

9 応募手続き

- (1) 募集期間：

令和7年6月9日（月）から令和7年7月11日（金）まで

※応募書類は、期間中に長浜市環境保全課ゼロカーボンシティ推進室へ必着のこと。

※応募状況等に応じて、募集期間を延長することがあります。

- (2) 提出方法：メール・郵送・持参
- (3) 提出書類：

- ①応募用紙
- ②応募レポート
- ③住民票の抄本（本籍及びマイナンバーの記載は不要）

- (4) その他：応募にかかる費用は全て応募者の自己負担となります。

提出いただいた書類は返却いたしません。なお、記載された個人情報については選考目的以外には使用いたしません。

10 選考の流れ

※あくまでも予定ですので、前後する可能性があります。

~7/11	応募期間	
7月中旬	第1次選考	書類選考（条件等形式審査）のうえ、結果を応募者へ文書で通知します。
7/24	第2次選考	現地にて個人面接（プレゼンテーションを含む）、グループディスカッションを実施します。 詳細については第1次選考に合格した方へ案内します。 ※第2次選考にかかる交通費等は個人負担となります。
8月上旬	選考結果の通知	文書にて通知します。

※選考の経過についてのお問い合わせには応じられませんので予めご了承ください。

※自然災害等の影響により、選考過程を中止又は延期する場合があります。

11 応募先・お問い合わせ先

長浜市市民生活部環境保全課ゼロカーボンシティ推進室

地域おこし協力隊担当 担当者：菅谷、桐畑

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地

電話：0749-65-6513 Fax：0749-64-1437

E-mail：kankyou@city.nagahama.lg.jp